

## 安曇野の農産物を応援する妖精「あづみ〜ず」ロゴ及びイラスト使用取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、安曇野の農産物を応援するキャラクター「あづみ〜ず」に係るキャラクターロゴ及びイラスト（以下「ロゴ・イラスト」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ・イラストに関する権限)

第2条 「ロゴ・イラスト」に関する一切の権限は、安曇野市農業再生協議会（以下「再生協」という。）に属する。ただし、再生協が解散した場合は、安曇野市が引き継ぐものとする。

(使用の承認)

第3条 「ロゴ・イラスト」を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ安曇野市農業再生協議会会長（以下「会長」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、営利を目的とせず使用するときは、この限りでない。

- (1) 安曇野市の関係機関が使用するとき。
- (2) 安曇野市立学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 安曇野市内自治会等の住民組織が、地域活動において使用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (5) 個人、家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用するとき。
- (6) その他会長が使用について適当と認めたとき。

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとする者は、『「あづみ〜ず」ロゴ及びイラスト使用申請書（様式第1号）』に、必要書類を添えて、会長に申請しなければならない。ただし、会長が認める団体等が申請を行う場合は、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 企画書等「ロゴ・イラスト」の使用内容が分かるもの
- (2) その他会長が必要と認める書類

(使用承認の基準)

第5条 会長は前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動への利用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るための使用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (4) 自己の商標や意匠等として独占的な使用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 再生協の信用又は品位を害する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 使用によって誤認又は混同を生じさせる、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (7) 「ロゴ・イラスト」のイメージを損なう、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) その他会長が使用について不適当と認めたとき。

2. 会長は、使用承認を行なったときは、『「あづみ〜ず」ロゴ及びイラスト使用承認通知書（様式第2号）』を申請者に送付する。
3. 申請に要した費用等については、再生協は一切の責任を負わない。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りでない。
4. 会長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

第6条 「ロゴ・イラスト」の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 「ロゴ・イラスト」の使用期間については、承認の日から最大5年とする。ただし、使用内容等により、期間を定めることが適当でないとは判断される場合は、この限りでない。

(地位の承継)

第8条 相続人、合併により設立される法人その他の使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用目的等のみに使用すること。

- (2) 提供した形状、色等に従って正しく使用すること。
- (3) 「ロゴ・イラスト」の変形、一部のみの使用又は他の図形や文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (4) 承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等の出願並びに著作物に関する自己の権利の新たな設定及びその登録を行わないこと。

(承認内容の変更等)

第 11 条 使用者が、使用承認の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ『「あづみ〜ず」ロゴ及びイラスト使用申請書（様式第 1 号）』を会長に提出するものとする。

- 2. 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、『「あづみ〜ず」ロゴ及びイラスト変更承認通知書（様式第 2 号）』を交付し、変更を承認するものとする。

(承認の取消し等)

第 12 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、使用承認の取消し、回収等の措置をとることができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反したとき。
  - (2) 使用者が使用承認に付した条件に違反したとき。
  - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
  - (4) その他使用継続が不相当であると認められたとき。
- 2. 会長は、使用者に使用状況等について報告させ、又は調査をすることができる。
  - 3. 会長は、第 1 項の規定による使用許可の取消により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性)

第 13 条 使用者は、会長が承認した用途に限定して「ロゴ・イラスト」を使用し、それは非独占的になされるものとする。

(経費等の負担)

第 14 条 再生協は、この規程により使用の承認を行った事業に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第 15 条 再生協は、「ロゴ・イラスト」の使用に係る損失補償等一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第 16 条 会長は、「ロゴ・イラスト」の使用許可の状況等について、情報を公開することができる。

(会長の権限)

第 17 条 会長は、使用承認の権限を安曇野市農業再生協議会幹事長に一任することができる。

(事務)

第 18 条 この規程に関する事務は、安曇野市農業再生協議会事務局が行う。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、「ロゴ・イラスト」に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1. この規程は、平成 23 年 12 月 1 日から適用する。
- 2. 再生協はこの規定の適用状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 18 日から施行する。